

プロジェクト リース

項目 第 85 回リース会計専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 85 回リース会計専門委員会（2019 年 4 月 23 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

借手の費用配分のあり方について聞かれた意見

2. 前加重の費用認識を行う会計処理と定額の費用認識を行う会計処理のどちらを採用するかについて、オペレーティング・リースは多様であり、それらの経済的実質にはかなりの幅があることを踏まえて損益計算書上でどのような会計処理を行うことが適切であるかという観点から議論を行う必要があると考える。
3. 単一モデルと 2 区分モデルのどちらを採用するかについて、理屈としての整合性の観点から判断する必要があると考える。その意味で、Topic 842 においては、オペレーティング・リースに係るリース負債の計上額を割引計算して算定しているにもかかわらず、金利費用が計上されない点で特殊な取扱いとなっている一方で、IFRS 第 16 号では、貸借対照表の表示も含めてリース負債が金融負債として取り扱われ、金利費用が認識される点で一貫性があると考えられる。
4. 審議の前提として、国際的な会計基準において改正がなされた経緯として、重要な負債がオフバランスとなっていることへの懸念から議論がスタートしていることを踏まえると、オペレーティング・リースに係る負債を計上することについて確定すべきと考える。
5. 単一モデルと 2 区分モデルのどちらを採用すべきかについては、オペレーティング・リースの実質に対する捉え方により異なると考える。オペレーティング・リースの捉え方について、オペレーティング・リースの実態に変化がある、あるいは、これまでの捉え方を変更することがより有用となるのであれば、IFRS 第 16 号の捉え方を採用することになると考えられるが、検討の出発点としては、2 区分モデルからスタートし、ファイナンス・リースの会計処理は現行の日本基準を維持した上で、オペレーティング・リースの会計処理について改正するか否かの検討を進めることが自然ではないかと考える。
6. 米国に子会社がある日本企業の事例では、2 区分モデルについて定額の費用処理に

については分かりやすいとの意見が聞かれる一方で、資産及び負債の計上のされ方については、分かりづらいとの意見が聞かれる。特に減損が発生した場合に、それまで計上されていなかった減価償却が突然開始されること等の点において分かりづらいという意見が聞かれている。このことを踏まえて、会計基準を改正する場合、財務諸表作成者にとって理解が容易な会計基準を作成することが肝要であると考ええる。

7. 適用上のコストについて、現行の日本基準から改正される程度と捉えた場合、現行のリース会計基準においては、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの2つに区分されて会計処理されていることに鑑みると、仮に米国会計基準の2区分モデルの骨格だけを取り入れるとすれば、2区分モデルの方がより適用上のコストが低いと考える。
8. 財務諸表利用者のニーズについては、株式アナリストのニーズも分析の中で補強してはどうか。また、オペレーティング・リースの実態をどのように損益計算書に反映するのも会計処理モデルの選択に影響しうる要素であると考ええる。
9. 単一モデルと2区分モデルのどちらを採用するかを検討を行うにあたって、まず、国際的な会計基準との整合性を図る程度の検討から始める方が良いと考える。仮に現行のリース会計基準を改正するとどのような出来上がりになるのか、リースの定義やリース期間の論点について現行の会計基準の改正で対応ができるのかも確認した上で、どちらのモデルにするのか最終的に判断するのが良いと考える。

国際的な会計基準との整合性を図る程度について聞かれた意見

10. 日本基準適用企業の数、IFRS 任意適用企業の数よりも圧倒的に多く、また計算書類のみ作成する会社法上の大会社も当該会計基準の開発の影響を受けることを十分に斟酌して判断する必要があると考える。
11. 単純に現行のリース会計基準におけるオペレーティング・リースをオンバランスするだけでは、国際的な会計基準と似たものになるとは限らないと考える。特にリースの定義については、国際的な会計基準では支配の考え方が取り入れられている点で、現行のリース会計基準と異なっており、また、収益認識に関する会計基準との整合性にも影響する可能性があるため、一貫した原則で包括的に検討する必要があると考える。
12. リースの定義やリース期間については、IFRS 第16号とTopic 842で基本的に同様の取扱いとなっているため、IFRS 任意適用企業の適用上のコストを考慮すると、こ

のような基本的な点については日本基準においても取り入れる必要があると考える。

13. 第405回企業会計基準委員会では、すべてのリースについて資産及び負債を認識する会計基準の開発に着手することとされているものの、懐疑的な意見も聞かれているため、IFRS第16号をそのまま取り入れるということにはならず、我が国の経済動向や契約上の習慣等を踏まえて日本基準の開発を進める必要があると考える。
14. 財務諸表利用者としては、財務諸表の比較可能性を高めることを最も重視するため、IFRS第16号の定めを基本的にすべて取り入れた上で、適用上の課題について別途対応を図る方法が望ましいと考える。
15. IFRS第16号の取扱いのすべてが良いとも言えないため、基本的なアプローチのみを合わせる方法で国際的な整合性を図ることが可能か否かについて判断するために、いくつかの論点において、現行のリース会計基準及びリース適用指針に必要な改正を行ったプロトタイプを作成し、検証する作業も有効であると考えます。
16. オブザーバーより、IFRS任意適用企業の存在をどのように考えるかも含め、そもそもすべてのリースについて資産及び負債を認識する会計基準を導入することの意味や、その対応コストを誰が負担すべきなのかも十分に考慮した上で、最善の答えを導き出すとともに、将来の世代に対して禍根を残さないような会計基準を開発する必要があるとの意見が述べられた。

連結財務諸表と単体財務諸表の関係について聞かれた意見

17. 財務諸表利用者としては、負債の網羅性に関する情報ニーズについては、連結財務諸表と単体財務諸表で変わらないため、連結財務諸表と単体財務諸表で一致することが望まれるが、他の関係諸制度やコスト・ベネフィットの観点からも慎重に議論を進めることが良いと考える。
18. 仮に連結財務諸表と単体財務諸表で別の会計基準を作成となった場合、連結財務諸表を作成する財務諸表作成者は2つの会計基準を正確に理解した上で適用することになるため、適用上の負担が大きくなるのではないかと考えられる。
19. 単体財務諸表においても適用される場合、計算書類のみを提出している会社法上の大会社のみならず、税制を含めた様々な関係諸制度との関係性から、結果的にそれ以外の中小企業にも影響が生じる可能性がある。したがって、コスト・ベネフィットの観点から連結財務諸表と単体財務諸表の取扱いを一致させることについては十分に検討する必要があると考える。

20. コスト・ベネフィットの観点から、企業の規模により、すべてのリースについて資産及び負債を認識する会計基準を適用する企業と現行のリース会計基準を適用する企業に分ける対応はあり得ると考えるが、当該対応は連結財務諸表と単体財務諸表の取扱いを変えることと全く別の議論であり、連結財務諸表と単体財務諸表の取扱いを変える理由にはならないと考える。
21. 日常的に行われる取引についての会計処理を連結財務諸表と単体財務諸表で異なるものとするのは、理屈の面のみならず、実務の面でも困難な取扱いであると考えられる。
22. オブザーバーより、連結財務諸表と単体財務諸表の関係については、税制を含む関係諸制度との関係が避けて通ることのできない問題であり、これらを上手く調和させた会計基準を作成するために知恵を出す必要があるとの意見が述べられた。

以 上